

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日 ~ 令和10年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の所得日数について1人当たり年間7日以上を目指す。

<対策>

- 令和5年4月～年次有給休暇の取得の為、法人主催による新任職員研修会等で、有給休暇の取得を法人で奨励していることを説明し、取得促進を行う。  
また、研修会へ参加していない職員には各施設の所属長等より随時取得の促進を図る。
- 令和5年12月時点で、職員の有給休暇取得状況を確認し、申請日数が少ない職員への休暇取得の奨励を行う。
- 令和6年4月～上記令和5年度と同じく定期的に、取得状況の調査と促進を行い、令和6年度末までに1人につき7日間以上の有給休暇を取得するよう常時促進する。

目標2：育児休業等の制度についての職員向けの周知用資料等を作成し、施設内掲示板に掲載し、全職員へ制度の周知徹底を図る。

<対策>

- 令和5年4月～変更された男女の育児休業の新しい法制度に合わせて、理解が進むように周知用のチラシ等を作成し、施設内掲示板等に掲示し利用を促進する。
- 令和5年4月～職員の内部研修時に、法人の育児休業プラスの制度や取得状況について説明し、理解を促し男女共の利用を促進する。